

ID: 85

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	負担金の減免		
例規名 根拠条項	聖籠町児童クラブ条例 第6条第3項		
例規番号	平成15年 条例第17号		
<p>【根拠条文】 (負担金) 第六条 3 町長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認める場合は、その負担金の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>【基準】 聖籠町児童クラブ条例施行規則第8条第1項の規定による。 (負担金の減免) 第八条 条例第六条第三項に規定する特別の事情があると認める場合及び減免の割合は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 保護者の住居が災害等により全壊又は全焼した場合 百パーセント(事由が発生した日の属する月から六月間) 二 保護者の住居が災害等により半壊、半焼又は床上浸水した場合 五十パーセント(事由が発生した日の属する月から三月間) 三 保護者の属する世帯が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による被保護世帯の場合 百パーセント 四 保護者の属する世帯が当該年度分(四月から六月分までの減免の場合においては、前年度分)の町民税非課税世帯の場合 五十パーセント 			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日